しており、耕作放棄を余儀なくされている多くの農家がある。今後とも電気柵に対する助成は継続するか。

宮内伸彦
産業建設課長

3地区から要望が出ている。

岩﨑憲郎町長
できる限りの対策を講じる。

前野由和議員
本年4月からの有害鳥獣駆除の実績は。

宮内伸彦産業建設課長
9月5日現在、シカ629頭、イノシシ262頭、サル19頭、タヌキ162頭、野ウサギ44羽、鳩46羽などである。

重森一宗議員
過去において消防団員の報酬の見直しの質問に対し、検討するという答弁であったが、結論は出ているのか。

都築純一
総務課長

現在、大豊町、本山町、土佐町の消防担当者で検討しており、報酬額は3町一律にするのか、町単独にするかを本年12月までに結論を出す。

小川智也議員
8月に実施した中学校3年生のオーストラリアへの海外研修参加者数と期間は。

吉松英喜
教育長

ソフトボール部の四国大会の予選やその他の事情等があったため、参加者は8人で10日間実施した。

小川智也議員
「おおとよ小学校」の校歌・校章を募集しているが応募状況は。

吉松英喜教育長
現在のところ校歌・校章とも3件の応募がきている。

オーストラリア　ヘイリーベリー・カレッジ校庭

○簡易水道事業特別会計
第1回補正予算

西村正尚 議員

高圧線移設補償費400万円の具体的な内容は。

宮内伸彦産業建設課長
国道439号粟生トンネル手前上空にワイヤーを張っており、地域から危険であることから撤去の要望があった。このたび撤去工事を施工することになった。このワイヤーの下に高圧線があることから、一度高圧線を移設するための予算措置である。

人事

教育委員会委員任命同意
（賛成・全員）
大豊町川口87番地
猪野　幸博

固定資産評価審査委員会委員選任同意
（賛成・全員）
大豊町久寿軒1497番地
吉永　礎

行政報告

岩﨑憲郎町長
○台風17号による被害状況等
永渕集落で民家の裏山が崩壊し、復旧に向けて工法を検討中。林道大杉大田口線の西庵谷地内で崩土があり、通行止めとなっている。町道では、八川大西線、東土居高柿線で崩土があったが、通行可能。避難状況は岩原地区で1世帯2人、大田口地区3世帯3人の方が避難をした。

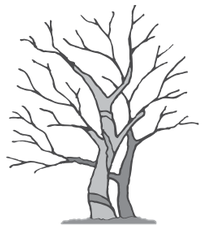

意見書

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書　（賛成者・全員）

総務産業建設常任委員長
佐藤　徳治

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、わが国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、わが国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6％のうち、3・8％を森林吸収量で確保）と同等以上の取り組みを推進することとしている。

このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成24年10月に導入されたが、使途は、二酸化炭素排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針にとどまっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

よって、自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求め、内閣総理大臣等に対し意見書を提出するものである。

道州制導入に断固反対する意見書　（賛成者・全員）

総務産業建設常任委員長
佐藤　徳治

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源かん養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々大豊町議会は、道州制の導入に断固反対するため、内閣総理大臣等に対し意見書を提出するものである。

平成26年4月からの消費税率引き上げを中止することを求める意見書　（賛成者・全員）

総務産業建設常任委員長
佐藤　徳治

平成26年4月から8％、平成27年10月から10％という消費税率引き上げの計画が進んでいる。

しかし、現下の経済情勢は、株価の上昇や円安により一部高額所得者や輸出大企業には利益をもたらしているが、多くの国民にとっては、物価高、原材料費の高騰などでますます生活が圧迫される状態となっている。さらに年金受給額が減り、医療や介護の負担が増大している。このもとでの消費税増税は、個人消費をますます冷え込ませ、デフレ不況克服という課題を遅らせることになりかねない。

また、高知県は「産業振興計画」の実施により経済活性化への必死の努力が続けられている。中小零細企業、低所得者層が全国的にも多い高知県経済にとって消費税増税は決して効果があるものとはならず「産業振興計画」の遂行を妨げるものにもなりかねない。

よって、消費税法附則18条3項では、経済状況によっては「施行の停止を含め所要の措置を講ずる」と増税中止を選択することも可能と明記されており、法の解釈通り「施行の停止」を実施することを求め、内閣総理大臣等に対し意見書を提出するものである。